

## ■ 東日本大震災に伴う水防警報海岸の基準の運用について

水防警報海岸基準(9月1日～運用)について、次のとおりとする。

○ 発令基準:岩沼市 蒲崎海岸 **※変更無し**

種類	発令基準	
	6/17～8/31	9/1～
待機・準備	気象情報から巨理沖波浪観測所の観測波高が3.0mを越えると予想される5時間前。	気象情報から巨理沖波浪観測所の観測波高が3.0mを越えると予想される5時間前。
出動	気象情報から巨理沖波浪観測所の観測波高が3.0mを越えると予想される3時間前。	気象情報から巨理沖波浪観測所の観測波高が3.0mを越えると予想される3時間前。
解除	巨理沖波浪観測所の観測波高が3.0mを下回り かつ、気象情報で波高の再上昇が予想されないとき かつ、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。	巨理沖波浪観測所の観測波高が3.0mを下回り かつ、気象情報で波高の再上昇が予想されないとき かつ、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

○ 発令基準:山元町 山元海岸

種類	発令基準	
	6/17～8/31	9/1～
待機・準備	気象情報から仙台新港検潮所の観測潮位がT.P.+1.1mを越えると予想される5時間前。	気象情報から巨理沖波浪観測所の観測波高が3.0mを越えると予想される5時間前。
出動	気象情報から仙台新港検潮所の観測潮位がT.P.+1.1mを越えると予想される3時間前。	気象情報から巨理沖波浪観測所の観測波高が3.0mを越えると予想される3時間前。
解除	仙台新港検潮所の観測潮位がT.P.+1.1mを下回り、かつ 気象情報で潮位の再上昇が予想されないとき。 かつ 避難活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。	巨理沖波浪観測所の観測波高が3.0mを下回り、かつ 気象情報で波高の再上昇が予想されないとき。 かつ 避難活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

### 【種類の解説】

種類	内容
待機・準備	浸水が概ね5時間以内に発生する危険があり、状況に応じて直ちに避難活動ができるように警戒体制をとる必要がある旨を警告するもの。
出動	避難活動の必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・ 避難誘導 等
解除	浸水の発生及びおそれなくなり、災害に対する避難活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。